

令和8年度 荒川区学童クラブ利用案内

【申請期間及び受付時間】

令和7年11月1日(土)～令和7年11月29日(土)まで **【期限厳守】**

午前10時30分～午後6時(土曜日は午後5時まで) ※日曜日・祝日を除く

- ※ 保育時間中は、お待ちいただく場合がございます。あらかじめご了承ください。
- ※ 申請書類(申請書、就業証明書等)に不備がある場合は、再提出をしていただくことがありますので、余裕をもってご提出ください。

【提出場所】 第一希望の学童クラブ

- ※ 区役所では受付をしておりませんので、ご注意ください。
- ※ 申請書類は保護者の方が直接学童クラブへご提出ください。
保護者が申請者となりますので、お子さんやご友人等による提出はできません。
- ※ 令和7年度から継続して利用を希望する場合も、申請書類は保護者の方が直接学童クラブへご提出ください。(連絡帳に挟む等して、提出をしないでください。)

【審査結果の通知】 令和8年2月中旬

- ※ 各保護者宛てに郵送します。

～ 目次 ～

1. 学童クラブについて.....	3
2. 学童クラブの申請について.....	5
学童クラブ一覧.....	10
3. 保育料等について.....	11
4. 保育料等の減免制度について.....	11
5. 延長利用について.....	14
6. 利用申請に必要な書類について.....	16
7. 申請書類の記入例.....	18
8. 利用申請後に状況の変更があったとき.....	27
9. 年度開始後(令和8年4月1日以降)に利用申請がしたいとき.....	27

荒川区子ども家庭部
児童青少年課事業支援係
(区役所2階⑭番窓口)

☎03-3802-3111 内線3834・3835



学童クラブの申請から利用までの流れ

申請書類の配布

令和7年10月21日(火)～

各学童クラブ、区役所児童青少年課で申請書類を配布します。
※ 各様式は10月下旬から荒川区のホームページからダウンロードすることもできます。年度によって様式が異なる場合がありますので、年度をご確認の上、ダウンロードしてください。

申請書類の提出 【期限厳守】

令和7年11月1日(土)午前10時30分～11月29日(土)午後5時
申請書類は保護者の方が直接第一希望の学童クラブへ提出してください。

※ 年度の途中から利用を希望する場合は、ご希望の学童クラブへ直接お問合せください。

面接

令和7年12月初旬～12月中旬

第一希望の学童クラブを初めて利用される予定の方を対象に、各学童クラブで面接を行います。

※ 日時、場所等は各学童クラブからお知らせします。

審査

提出書類をもとに、区で審査します。

審査結果の通知

令和8年2月中旬

各保護者宛てに審査結果を郵送します。

※ 必ず開封して内容をご確認ください。

利用説明会

令和8年3月中旬

利用承認された学童クラブを初めて利用される方を対象に、各学童クラブで利用説明会を実施します。

※ 日時、場所等は審査結果の通知と一緒に、お知らせする予定です。

利用

令和8年4月1日(水)～令和9年3月31日(水)

1. 学童クラブについて

学童クラブとは、保護者の就労等により、放課後に適切な保護を受けられない荒川区に居住する小学校1～3年生を中心に、遊びと生活の場を提供する事業です。

なお、一部の学童クラブでは4～6年生も申請いただけます。

対象児童（P5もご覧ください）

- ① 荒川区内に居住する小学生（荒川区に住民登録があり、実際に居住していること）
- ② 保護者の勤務時間が4時間以上で、勤務等の終了時間（通勤時間も含む）が1年生は午後3時を超える、2年生は午後3時30分を超える、3年生は午後4時を超える日が、週3日以上あること。4年生以上は保護者の一日の勤務時間が8時間以上で勤務等の終了時間（通勤時間も含む）が午後6時を超える日が、週5日以上あること。
※ 例：3時を超えるとは・・・午後3時01分以降のことです。
- ③ 学童クラブを利用する日が、週3日以上あること。
- ④ 正当な理由なく保育料を2か月以上滞納していないこと。

（1）利用承認期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

（2）利用時間

月～金曜日	授業終了後～午後6時
土曜日	午前8時 ～午後6時
学校休業日（夏休み等）	午前8時 ～午後6時

※延長利用について

午後7時まで利用できる延長利用制度があります。

⇒ 利用要件があり、別途申請が必要です。

詳細はP14～15をご覧ください。

（3）お休み

日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

（4）保育料等

保育料 児童1人あたり月額 4,000 円

延長保育料 児童1人あたり月額 1,000 円

※ 減免制度があります。

⇒ 詳細はP11～13をご覧ください。

(5) 帰宅方法等

方向別の集団帰宅を原則としています。(保護者のお迎えも可)

集団帰宅の時間に合わせ、見守り確認員が地域巡回を行い、子どもたちの安全を見守ります。(自宅までの送迎をするものではありません。)

※ 帰宅時に直接習い事等に行くことはできません。

集団帰宅の時間

午後4時30分、5時、5時30分、6時

※ 上記の時間以外の帰宅は、保護者のお迎えをお願いします。

(6) 保険加入

学童保育中及び自宅(学校)との往復途上において発生した児童の災害を補償するため、学童クラブ利用児童全員を対象に、区で保険(スポーツ安全保険)に加入します。

※ 保険の加入にあたり、児童の氏名・性別・年齢を、保険会社に対し提供する必要がありますので、あらかじめご了承ください。

⇒ 補償内容等の詳細は、令和8年3月に各学童クラブが実施する利用説明会でご説明する予定です。

(7) 心身に障がいのあるお子さんの利用

心身に障がいのあるお子さん※については、お子さんの安全面、障がいの状況及び施設の環境・条件等を勘案し、以下の要件で学童クラブの利用を決定します。

- 学童クラブでの集団生活が可能であること。
- 他の児童とともに生活することが適切と認められること。

※ 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳もしくは愛の手帳の交付を受けている児童又は、特別支援学校もしくは特別支援学級に在籍している児童

2. 学童クラブの申請について

(1) 利用申請ができる児童

以下の要件を全て満たす方が申請できます。

- 【対象児童の要件】の①～④の全てに該当すること。
- 【審査基準】の「①基礎表(保護者の状況)」及び「②調整表」により算出した指数が17点以上になること。

【対象児童の要件】 ※ <例>午後3時を超えるとは…午後3時01分以降のことです。

要件	類型	内容
① 保護者の状況	就労	1日の勤務時間が4時間以上(4年生以上は8時間以上)で勤務日数及び勤務終了時間(通勤時間も含む)が、以下の太枠のようになることを常態とする場合 ※深夜を含む勤務の場合は、勤務開始時間(通勤時間も含む)が午後4時30分より前であること。
		利用児童の学年 勤務日数及び勤務終了時間(日勤の場合)
		1年生 週3日以上午後3時を超える
		2年生 週3日以上午後3時30分を超える
		3年生 週3日以上午後4時を超える
		4年生 以上 週5日以上午後6時を超える
		障がいがあるお子さん※ ¹ については、3年生の勤務日数及び勤務終了時間の基準を適用する
	疾病	入院の場合
		自宅療養(常時病臥状態)の場合 「通院」については放課後適切な保護ができない※ ² ことを常態とする場合
	看護・介護	病院等への付き添いで放課後適切な保護ができない※ ² ことを常態とする場合
		自宅看護・介護の場合
	出産	産前・産後を通じて16週間の場合※育児休業中は利用要件の対象外
	心身障がい	身体障害者手帳4級、愛の手帳4度又は精神障害者保健福祉手帳3級以上で、保育が困難である場合
	その他	技能習得中、就学等で放課後適切な保護ができない※ ² ことを常態とする場合
		上記に掲げる場合のほか、明らかに保育の必要性が認められる場合
② 住 所	荒川区内に住所を有する児童※ ³ (荒川区に住民登録があり、実際に居住していること)	
③ 児童の状況	学童クラブを利用する日が週3日以上あることを常態とすること (放課後等デイサービスを併用する場合は要相談)	
④ 保育料	児童の保護者が荒川区学童クラブ保育料を正当な理由なく2か月以上滞納していないこと	

※1 ① 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳もしくは愛の手帳の交付を受けている児童

② 特別支援学校もしくは特別支援学級に在籍している児童

※2 「放課後適切な保護ができない」とは保護者の帰宅時間が、児童が1年生の場合は午後3時、2年生の場合は午後3時30分、3年生(4年生以上の障がいのあるお子さん含む)の場合は午後4時を週3日以上超える状態になる場合です。児童が4年生以上の場合は午後6時を週5日以上超える状態になる場合です。

※3 申請日より後に荒川区へ転入予定の方はP17の【区内に転入予定の方へ】をご確認ください。

【審査基準】

① 基礎表(保護者の状況) ※ <例>午後3時を超えるとは…午後3時01分以降のことです。

大 分 類	中 分 類	小 分 類		指数
1 就 労	1.週5日以上勤務	1.1日8時間 以上勤務	(1)勤務終了後直ちに帰宅した時間が午後6時を超える	10
			(2) 〃 午後5時を超える～午後6時	9
			(3) 〃 午後3時を超える～午後5時	8
		2.1日4時間 以上8時間 未満勤務	(1)勤務終了後直ちに帰宅した時間が午後6時を超える	9
			(2) 〃 午後5時を超える～午後6時	8
			(3) 〃 午後3時を超える～午後5時	7
	2.週4日勤務	1.1日8時間 以上勤務	(1)勤務終了後直ちに帰宅した時間が午後6時を超える	9
			(2) 〃 午後5時を超える～午後6時	8
			(3) 〃 午後3時を超える～午後5時	7
		2.1日4時間 以上8時間 未満勤務	(1)勤務終了後直ちに帰宅した時間が午後6時を超える	8
			(2) 〃 午後5時を超える～午後6時	7
			(3) 〃 午後3時を超える～午後5時	6
	3.週3日勤務	1.1日8時間 以上勤務	(1)勤務終了後直ちに帰宅した時間が午後6時を超える	8
			(2) 〃 午後5時を超える～午後6時	7
			(3) 〃 午後3時を超える～午後5時	6
		2.1日4時間 以上8時間 未満勤務	(1)勤務終了後直ちに帰宅した時間が午後6時を超える	7
			(2) 〃 午後5時を超える～午後6時	6
			(3) 〃 午後3時を超える～午後5時	5
2 疾 病	1. 入院	長期入院加療中		10
	2. 自宅療養	(1) 精神性		10
		(2) 常時病臥		10
		(3) 一般療養	通院 週3日以上	6
3 看護・ 介護	1. 病院等付添	(1) 週5日以上付き添い		10
		(2) 週3日～週4日の付き添い		8
	2. 自宅看護・介護	居宅内での看護・介護の場合		6
4 出 産	1. 出産	産前産後を通じて16週間		10
5 心身障がい	1. 身体障害者手帳1級・2級 愛の手帳 1度・2度・3度 精神障害者保健福祉手帳1級・2級・3級に相当する場合			10
	2. 身体障害者手帳3級又は愛の手帳4度に相当する場合			8
	3. 身体障害者手帳4級に相当する場合			6
6 その他	1. 不存在	両親のどちらか又は両方が不存在		10
	2. 技能習得中	不就労で技能習得中のため保育できないとき(就労に準じる)		5～10
	3. 災害	火災等による家庭の損傷で、復旧までの間保育できないとき		10

② 調整表

類型	細目	指数
1 学年状況	1. 1年生	+3
	2. 2年生	+2
	3. 3年生	+1
	4. 4年生～6年生	-3

※障がいがあるお子さんについては「1. 学年状況」の4年～6年の指数調整は行いません。

【同指数の場合の優先順位】

順位	児童の状況
1	学年の低い児童
2	ひとり親世帯、又はそれに準じる世帯の児童
3	学童クラブ開室日における保護者の就労日が多い児童
4	未就学児のきょうだいが多い児童(同人数の場合はより年齢の低いきょうだいがいる児童を優先する)
5	同居の祖父母(無職の者)がいない世帯の児童
6	保護者の帰宅時間が遅い児童(対象児童の父母のうち帰宅時間が早い方) ※ルート検索・乗換案内ソフト等により算出します
7	学童クラブの出席率が高い児童

【利用申請についての注意事項】

- ① 正当な理由なく2か月以上保育料を滞納している方は、申請できません。
※ 「保育料の滞納」には、現在学童クラブを利用していない兄弟姉妹の分も含みます。
※ 納付が困難な特別の事情がある場合は、児童青少年課へご相談ください。
 - ② 申請時に育児休業中の方は、4月末日までに職場復帰する場合は、申請できます。
保育園が決定次第職場復帰される場合も、4月末日までに職場復帰予定であることが就業証明書に記載されている必要があります。5月1日以降の職場復帰の場合は申請できません。
 - ③ 申請時に令和8年4月からの仕事が内定している方は、申請できます。就業予定として就業証明書を作成し、提出してください。
 - ④ 申請時に求職中の方は、申請できません。ただし、令和8年4月1日からの利用を希望される方で、令和8年1月中旬までに内定の見込みのある方は、申請時にご相談ください。
- ※ 育児休業又は内定状況にある方は、就業開始後に、就業開始後の勤務形態等が記載された就業証明書を、速やかに再提出していただきます。
- ⑤ 就業証明書の「育児短時間勤務の次年度以降の継続の有無」が「有」もしくは「未定」の場合は、育児短時間勤務の勤務時間で指数の算出を行います。

(2) 利用申請ができる学童クラブ

在籍する学校により申請できる学童クラブが異なります。

お子さんが通う学校に学童クラブがある場合は、お子さんの通う学校内の学童クラブに申請していただくことを推奨しております。

⇒ 詳細はP9をご覧ください。

※小学校内の学童クラブに定員を超える申請があった場合は、当該小学校に在籍する児童を優先的に利用承認いたします。

① 学校選択制度により学区域外の学校への就学を希望される方へ

- 希望する学校に準じて、P9の申請できる学童クラブに申請してください。その後12月4日・5日に行われる公開抽選の結果を必ず学童クラブへお知らせください。
- 抽選後、学区域の学校を選択する場合は、学童クラブも変更になりますので、**12月15日(月)**までに必ず「学童クラブ利用申請内容変更届」を学童クラブへ提出してください。
- 12月15日を過ぎて変更を希望される場合は、一次募集(11月)で申請した学童クラブへ「学童クラブ取下書」(利用承認後は「学童クラブ利用中止届」)をご提出の上、二次募集期間中〈令和8年2月16日(月)～28日(土)予定〉に変更を希望する学童クラブに申請してください。

二次募集の申請者と合わせて P6～7の【審査基準】の指数及び P7の【同指数の場合の優先順位】等により審査を行います(変更を理由とする優先的な取り扱いはありません)。

二次募集は、一次募集後に定員に対して空きのある学童クラブで実施するため、学区域の学校の学童クラブで二次募集を実施しない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※ 別紙「学校選択をされる方へ」も、必ずお読みください。

② 区外の学校・私立学校等へ就学を希望される方へ

居住する住民地の学区域の小学校に準じて、学童クラブを申請してください。
(居住する住民地の学区域が不明な場合は、お問合せください。)

③ 学童クラブの利用を希望される高学年(4～6年生)の方へ

以下の「高学年受け入れ実施学童クラブ」の中から学童クラブを選択して、申請してください。

高学年受け入れ実施学童クラブ

南千住第一第二、汐入、汐入小、峡田、花の木、大門小、七峡小、熊野前、東日暮里、六日小

【定員を超えた場合等について】

希望する学童クラブに定員を超える申請があった場合等は、P6～7の【審査基準】の指数及び P7の【同指数の場合の優先順位】等により、利用承認をする学童クラブを決定します。ご希望でない学童クラブに利用承認をさせていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

令和8年度学校別申請可能学童クラブ一覧

※4～6年生の児童については、P8「学童クラブの利用を希望される高学年(4～6年生)の方へ」をご覧ください。

小学校名	にこにこすくーる 実施の有無 (利用時間)	申請できる学童クラブ
瑞光	○ (6時まで)	南千住第一・第二学童クラブ、東日暮里学童クラブ
第二瑞光	○ (5時まで)	二瑞小学童クラブ、南千住第一・第二学童クラブ
第三瑞光	○ (5時まで)	南千住六丁目学童クラブ、二瑞小学童クラブ、南千住第一・第二学童クラブ
汐入	○ (5時まで)	汐入小学童クラブ、汐入学童クラブ
汐入東	○ (6時まで)	汐入東小学童クラブ、汐入学童クラブ
第六瑞光	○ (5時まで)	東日暮里学童クラブ、峡田学童クラブ
峡田	○ (5時まで)	峡田小学童クラブ(※1)、峡田学童クラブ (花の木学童クラブ、ひぐらし学童クラブ、六日小学童クラブへの申請は 令和7年10月1日現在で在籍している児童のみ受け付けます。)
第二峡田	○ (5時まで)	二峡小学童クラブ、花の木学童クラブ
第三峡田	○ (5時まで)	三峡小学童クラブ、東日暮里学童クラブ
赤土	○ (5時まで)	赤土小学童クラブ、花の木学童クラブ、熊野前学童クラブ
第九峡田	○ (5時まで)	九峡小学童クラブ、花の木学童クラブ
第四峡田	○ (5時まで)	四峡小学童クラブ、五峡小学童クラブ、七峡小学童クラブ、九峡小学童クラブ
第五峡田	○ (5時まで)	五峡小学童クラブ、七峡小学童クラブ
第七峡田	○ (5時まで)	七峡小学童クラブ、五峡小学童クラブ
大門	○ (5時まで)	大門小学童クラブ、熊野前学童クラブ
尾久	○ (5時まで)	尾久小学童クラブ、熊野前学童クラブ
尾久西	○ (5時まで)	尾久西小学童クラブ、西尾久学童クラブ、尾久学童クラブ
尾久第六	○ (6時まで)	西尾久学童クラブ、尾久学童クラブ
尾久宮前	○ (6時まで)	尾久学童クラブ、西尾久学童クラブ
第一日暮里	○ (6時まで)	六日小学童クラブ、ひぐらし小学童クラブ
第二日暮里	○ (5時まで)	二日小学童クラブ、三日小学童クラブ
第三日暮里	○ (5時まで)	三日小学童クラブ、二日小学童クラブ
第六日暮里	○ (5時まで)	六日小学童クラブ、ひぐらし学童クラブ
ひぐらし	○ (5時まで)	ひぐらし小学童クラブ、ひぐらし学童クラブ

※1 峡田小学童クラブの申請受付は花の木学童クラブ(花の木ひろば館内)にて行います。

【峡田小学童クラブの開設について】

令和8年4月1日から開設します。

※申請書提出先について

現在開設準備中のため、花の木学童クラブ(荒川5-50-5)にて申請の受付を行います。

学童クラブ一覧

NO	学童クラブ	所在地	電話番号	定員	4～6年生 受け入れ	土曜日延長 実施学童
1	二 瑞 小 (委託)道灌山学園	南千住5-8-1 第二瑞光小学校内	3805-4431	70	—	—
2	南千住第一・第二 (委託)WITH	南千住6-35-3 南千住保育園内	3806-4258	120	○	—
3	南千住六丁目 (委託)マミー・インターナショナル	南千住6-68-7	3801-7050	110	—	○
4	汐 入 (委託)雲柱社	南千住8-2-2 汐入ふれあい館内	3803-2057	110	○	—
5	汐 入 小 (委託)雲柱社	南千住8-2-3 汐入小学校内	3891-0061	130	○	—
6	汐 入 東 小 (委託)雲柱社	南千住8-14-1 都立汐入公園内	3805-2523	90	—	—
7	三 峡 小 (委託)日本デイクアセンター	荒川1-43-1 第三峡田小学校内	3801-6082	35	—	—
8	二 峡 小 (委託)道灌山学園	荒川2-30-1 第二峡田小学校内	3891-9780	70	—	—
9	峡 田 (委託)ライクキッズ	荒川3-3-10 峡田ふれあい館内	3807-2900	60	○	—
10	峡 田 小 (委託)パソナフォスター	荒川3-77-1 峡田小学校内		90	—	○
11	花 の 木 (直営)	荒川5-50-5 花の木ひろば館内	3819-2181	45	○	○
12	九 峡 小 (委託)マミー・インターナショナル	荒川6-8-1 第九峡田小学校内	3819-7931	60	—	—
13	四 峡 小 (委託)道灌山学園	町屋2-11-6 第四峡田小学校内	3895-6885	70	—	—
14	五 峡 小 (委託)雲柱社	町屋3-17-24 第五峡田小学校内	3895-4315	90	—	—
15	大 門 小 (委託)学研ココファン・ナーサラー	町屋4-27-8 大門小学校内	3895-4316	80	○	—
16	七 峡 小 (委託)雲柱社	町屋8-19-12 第七峡田小学校内	3895-4796	70	○	—
17	赤 土 小 (委託)道灌山学園	東尾久2-43-9 赤土小学校内	3819-3349	70	—	—
18	尾 久 小 (委託)パソナフォスター	東尾久5-6-10 尾久小学校内	3893-6110	80	—	—
19	熊 野 前 (直営)	東尾久5-9-3 熊野前ひろば館内	3819-1131	45	○	○
20	尾 久 (委託)セリオ	西尾久2-25-13 尾久ふれあい館内	080-5430-2372	40	—	—
21	尾 久 西 小 (委託)学研ココファン・ナーサラー	西尾久5-27-12 尾久西小学校内	3893-0109	70	—	—
22	西 尾 久 (委託)日本デイクアセンター	西尾久8-33-31 西尾久ふれあい館内	3810-7813	100	—	○
23	東 日 暮 里 (委託)道灌山学園	東日暮里1-17-13 東日暮里ふれあい館内	3805-2122	40	○	—
24	三 日 小 (委託)マミー・インターナショナル	東日暮里3-10-17 第三日暮里小学校内	3805-6125	90	—	—
25	二 日 小 (委託)日本デイクアセンター	東日暮里6-19-12	3891-5971	90	—	—
26	ひぐらし (委託)マミー・インターナショナル	東日暮里6-28-15 ひぐらしふれあい館内	3801-1015	80	—	—
27	ひぐらし小 (委託)マミー・インターナショナル	西日暮里2-10-9 ひぐらし小学校内	3807-4721	110	—	—
28	六 日 小 (委託)道灌山学園	西日暮里6-35-16 第六日暮里小学校内	3893-3820	60	○	—

3. 保育料等について

学童クラブの保育料は、児童 1 人あたり月額 4,000 円です。延長利用の場合は、延長保育料として月額 1,000 円を追加で納付していただきます。

保育料 4,000 円	+	延長保育料 1,000 円
(児童 1 人あたり、月額)		

※ 保育料及び延長保育料は月額です。お休みをされても日割計算はいたしません。

● 保育料等の納付方法

原則として、口座振替での納付(毎月月末のお引き落とし)とします。

⇒ 口座振替の手続きの詳細は、学童クラブの利用が承認された際に、ご案内する予定です。

【おやつ代について】

おやつ代は、各学童クラブが保護者の代表から委任を受け、管理しています。おやつ代の金額は各学童クラブで異なります。

⇒ おやつ代の金額や支払い方法等の詳細は、学童クラブの利用が承認された際に、各学童クラブからご案内する予定です。

4. 保育料等の減免制度について

下表の減免理由のいずれかに該当する方は、保育料及び延長保育料が減額・免除の対象となります。該当と思われる方は、「学童クラブ保育料等減免申請書」を学童クラブへ必ず提出してください。(減免理由は複数選択することができます。)
「学童クラブ保育料等減免申請書」は児童1人につき1枚提出してください。

	減免理由	減免の割合
生活保護	①生活保護法の規定により保護を受けている世帯	全額免除 保育料 0 円 延長保育料 0 円
	②利用する年度の世帯全員の住民税が非課税の場合	全額免除 保育料 0 円 延長保育料 0 円
住民税額	③利用する年度の世帯全員の住民税が均等割のみの場合	5割減額 保育料 2,000 円 延長保育料 500 円
	④同一世帯に学童クラブ利用児童が2人以上いる場合の 2人目以降の児童	5割減額 保育料 2,000 円 延長保育料 500 円
きょうだい関係	⑤学童クラブを利用する児童の同一世帯に、学童クラブを利用しない義務教育期間中の児童がいる場合	2割減額 保育料 3,200 円 延長保育料 800 円

(1) 住民税額による減免の注意事項

- 令和8年度の住民税額は、令和8年1月1日を基準とします。世帯の中に未申告の方がいる場合は、減額・免除できません。
- 令和8年1月1日現在、区外にお住まいの方はその居住地の区市町村が発行する課税(非課税)証明書が必要になります。6月以降に提出してください。
- 単身赴任、別居等で税法上の扶養者が区外にお住まいの場合は、扶養者がお住まいの区市町村が発行する、扶養者の課税(非課税)証明書が必要になります。6月以降に提出してください。
- 利用申請時に住民税額による減免に該当することが想定される場合は、あらかじめ「学童クラブ保育料等減免申請書」を提出してください。その際、想定される減免理由(②又は③)に○をしてください。
利用申請時に判断できない場合は、住民税額決定後に提出しても構いません。
(その場合も、減免額等に影響しません。)
- ひとり親を事由とする減免はありませんので、申請時にご注意ください。

(2) きょうだい関係による減額の注意事項

- 原則として、利用申請時に「学童クラブ保育料等減免申請書」を提出してください。
- 「義務教育期間中」とは「小学校1年生から中学校3年生まで」であり、学童クラブを利用しない小学校1～6年生までの児童がいる場合も、減額の対象となります。

<例> きょうだい関係による減額

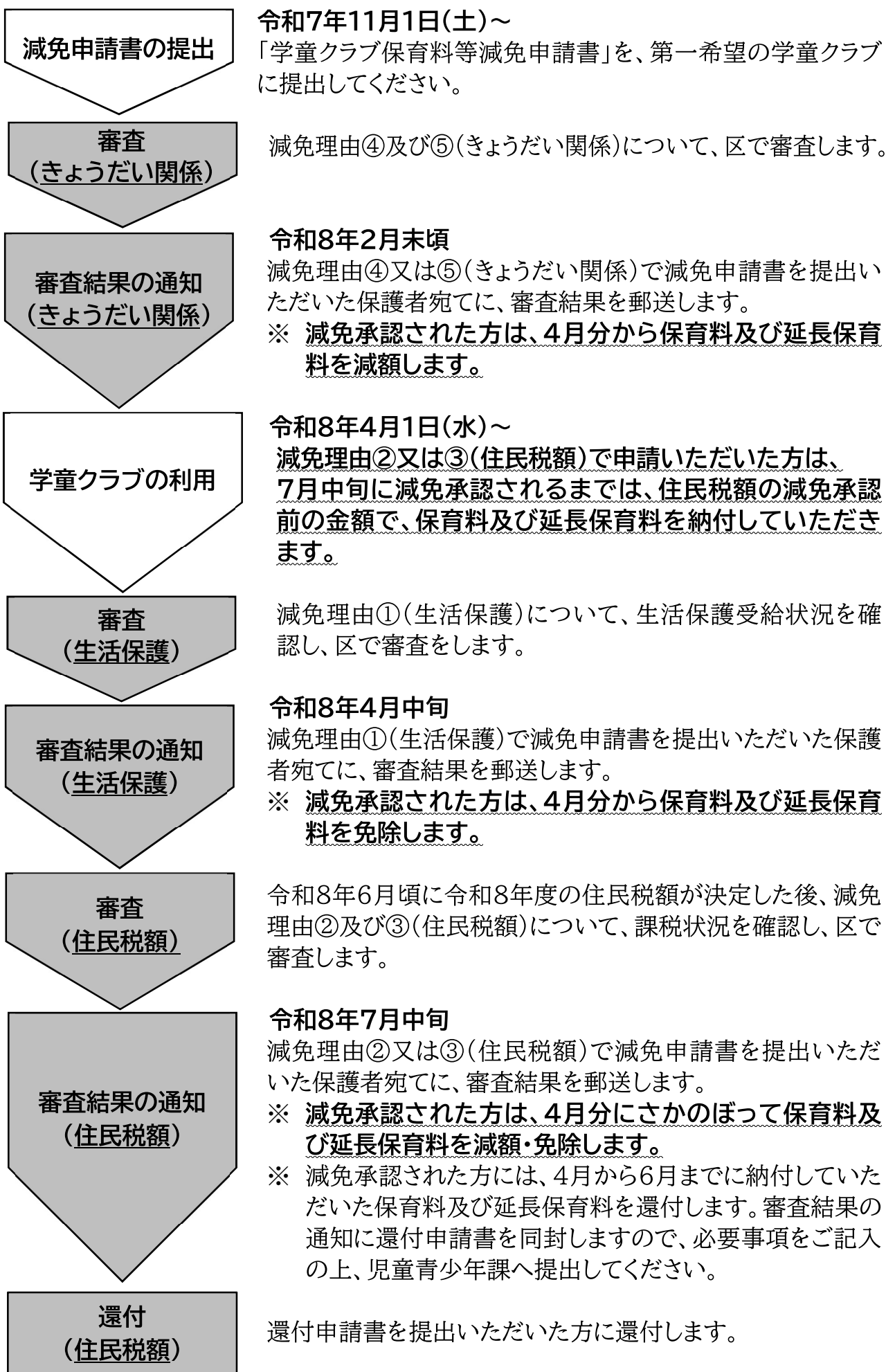
① きょうだい全員が学童クラブを利用する場合

世帯のきょうだい	学童クラブの利用有無	減免申請書の提出要否
3年生 (第1子) 	あり 利用児童1人目 4,000円	不要
2年生 (第2子) 	あり 利用児童2人目 2,000円	必要 (④に○をつける)
1年生 (第3子) 	あり 利用児童3人目 2,000円	必要 (④に○をつける)

② きょうだいの中に、学童クラブを利用しない義務教育期間中の児童がいる場合

世帯のきょうだい	学童クラブの利用有無	減免申請書の提出要否
5年生 (第1子) 	なし 義務教育期間中の児童	不要
3年生 (第2子) 	あり 利用児童1人目 3,200円	必要 (⑤に○をつける)
1年生 (第3子) 	あり 利用児童2人目 2,000円	必要 (④に○をつける)

(3) 減免承認までの流れ



5. 延長利用について

学童クラブの標準的な利用時間は、午後6時までですが、必要と認められる児童については、月～金曜日に午後7時までの延長を利用することができます(一部学童クラブで土曜日を含む)。

利用要件・申請方法等

(1) 利用要件(下図参照)

以下の要件を全て満たす方が申請できます。

要件	内容
児童の状況	延長利用の申請をする学童クラブの利用を承認されていること。
保護者の状況	児童の保護者のうち帰宅時間の早い者について、帰宅時間が午後6時を超える日が月に1日以上(日曜日を除く)あること。 ※ 午後6時を超えるとは…午後6時01分以降のことです。 ※ 帰宅時間には、保育園のお迎えや、買い物の所要時間等は含みません。
お迎えの状況	保護者等が必ず午後7時までにお迎えができること。 ※ 中学生以下の方はお迎えができる保護者等の対象になりません。 ※ お迎えが午後7時を超える場合は、午後6時以前の集団帰宅をご利用ください。

(2) 実施日 月～金曜日(※一部学童クラブで土曜日を含む)

(3) 定員 各学童クラブ40名 ※三峽小学童クラブは35名

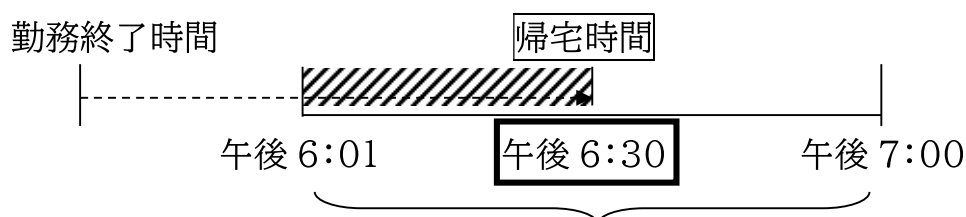
(4) 料金 月額 1,000 円

(5) 申請方法

「学童クラブ延長利用申請書」に必要事項を記入し、提出してください。

※ 年度の途中から利用する場合は、利用を希望する日の2週間前までに申請書を提出してください。なお、5月以降の利用は、利用月の前月の1日から申請することができ、利用承認は申請順とさせていただきます。

延長利用の対象となる方



この時間帯に児童の保護ができない方で、お迎えができる方が対象です。

(1) 延長利用にあたっての注意事項 ※重要

児童の安全確保のための集団帰宅は、午後6時までとしています。午後6時を超える延長利用は、保護者がお迎えに来ることが条件です。そのため、あらかじめお迎え者及びお迎え代理者(第1順位、第2順位)を指定していただきます。

代理者としてファミリーサポートセンター等のサービスを利用することも可能です。(ファミリーサポートセンター等のサービスの利用については別途手続きが必要です。)

(2) 延長利用の審査基準

延長利用は、以下の【延長利用の審査基準】の指数及び【同指数の場合の優先順位】により審査を行います。

【延長利用の審査基準】

① 基本指数 ※ <例> 午後6時を超えるとは…午後6時01分以降のことです。

帰宅時間	指数
(1) 午後6時45分を超える～	10
(2) 午後6時30分を超える～午後6時45分	9
(3) 午後6時15分を超える～午後6時30分	8
(4) 午後6時を超える ～午後6時15分	7

※ 「帰宅時間」とは、就労等の理由で自宅を不在にしている保護者の帰宅時間のうち早い時間のことです。

② 調整指数

学年の状況	指数
(1) 1年生	+3
(2) 2年生	+2
(3) 3年生	+1
(4) 4～6年生	-3

※ 障がいのあるお子さんについては「学年の状況」の4～6年生の指数調整は行いません。

※ 障がいのあるお子さんとは、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳もしくは愛の手帳の交付を受けている児童又は、特別支援学校もしくは特別支援学級に在籍している児童のことです。

【同指数の場合の優先順位】

順位	児童の状況
1	学年の低い児童
2	保護者の帰宅時間が遅い児童 (保護者のうち帰宅時間が早い方で審査します)

6. 利用申請に必要な書類について

保護者の状況 必要書類		就労	就労(変則勤務)	入院・通院・療養等	看護・介護	出産	障がい	技能習得・就学
1	学童クラブ利用申請書 *	○	○	○	○	○	○	○
2	荒川区学童クラブ利用申請時確認票 *	○	○	○	○	○	○	○
3	就業証明書 事業所記入	○	○					
添付書類	勤務表(直近1か月分) 事業所発行		○					
4	状況申立書			○	○	○	○	○
添付書類	医師の診断書等の写し			○				
	被看護・被介護者の診断書、手帳、介護認定通知書等の写し				○			
	母子手帳の写し					○		
	障害者手帳の写し						○	
	在学証明書等とカリキュラム表等の写し							○
5	学童クラブ保育料等減免申請書 *	必要に応じて提出○						
6	学童クラブ延長利用申請書 *							

※ 「*」のついている書類は、児童1人につき1枚提出してください。

「*」のついていない書類は、保護者1人につき1枚提出してください。きょうだいで同時に利用申請する場合、下のお子さんの分は写しで提出ができます。

※ 「学童クラブ保育料等減免申請書」は、減免理由に該当する方のみ提出してください。

「学童クラブ延長利用申請書」は、延長利用の利用要件を満たす方で、希望する方のみ提出してください。

(1) 申請書類等の記入にあたっての注意事項

- ① P18～26の記入例をご確認の上、作成してください。
 - ② 「*」のついている書類は、保護者欄のお名前を統一してください。
 - ③ 黒ボールペンで記入してください。書き直しのできる(消すことのできる)ボールペンは使用しないでください。
- ※ 修正する場合は、修正箇所を二重線で消してください。
- ※ 虚偽の内容があった場合は、利用承認を取り消すことがあります。

(2) 申請書類等の説明

① 就業証明書について

- ・ 就業証明書の裏面に記載している「記入上のお願い」をご確認の上、荒川区指定の就業証明書に記入してください。
- ・ 「事業所(代表者)記入欄」は、事業所の担当者に記入していただいでください。(電子端末による作成でも構いません。事業所(代表者)印は不要です。)就業証明書を荒川区のホームページからダウンロードされた方は、必ず「記入上のお願い」も一緒にお渡してください。
- ・ 「事業所(代表者)記入欄」は、就業先事業所等に無断で作成し、又は改変を行った場合は、刑法上の罪に問われる場合がありますので、ご注意ください。
- ・ 「通勤時間(片道)通勤方法」は、保護者の方が記入してください。

② 勤務表(直近1か月分)について

- ・ 変則勤務(シフト勤務等)の場合は、事業所(代表者)が発行した直近1か月間の勤務日・勤務時間のわかる勤務表(シフト表、タイムカード等も可)を提出してください。

※ 月途中等の勤務により1か月分の勤務状況が確認できない場合は、追加で勤務表の提出をお願いする場合があります。

③ 医師の診断書等の写しについて

- ・ 3か月以内に発行され、病名、症状、医学的見地から学童クラブの保育が必要と認める旨の記載がされたものを提出してください。

※ 4月1日以降の療養が見込まれない場合は、学童クラブの承認を取消す場合があります。

④ 被看護・被介護者の診断書、手帳、介護認定通知書等の写しについて

- ・ 3か月以内に発行され、療養期間等のわかるものを提出してください。
- ・ 手帳の場合は、級・度数が分かるものを提出してください。

⑤ 母子手帳の写し

- ・ 表紙と出産予定日の記載のあるものを提出してください。

⑥ 障害者手帳の写し

- ・ 身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかで、級・度数が分かるものの写しを提出してください。

⑦ 在学証明書等とカリキュラム表等の写し

- ・ 在学証明書等は期間の記載のあるものを提出してください。
- ・ カリキュラム表等、授業時間の記載のあるものの写しも提出してください。

※ 利用開始後に学生証を確認させていただく場合があります。

【区内に転入予定の方へ】

通常必要な申請書等に加え、以下の書類を添付してください。

＜荒川区内に住宅を購入または、賃貸住宅等を契約したため転居する場合＞

① 申立書(記入例は P25 参照)

② 転居することがわかる書類(売買契約書、賃貸借契約書)

＜荒川区在住の親族等が居住する住所へ転居する場合＞

① 申立書(記入例は P25 参照)

② 同居予定申立書(記入例は P26 参照)

- ・ 利用開始日までに転入の手続が必要です。
- ・ 「学童クラブ利用申請書」の住所欄には、新旧の住所をどちらも記入してください。
- ・ 区外からの転入で、持参による申請が困難な場合は、事前に学童クラブにご相談ください。(申請受付期間内(必着)に郵送による申請が可能です。)
- ・ 申請書類に不備があった場合、期間内の受付ができない場合がありますので、ご注意ください。

※ 申請書類の各様式は、10月下旬から荒川区のホームページからダウンロードすることもできます。年度によって様式が異なる場合がありますので、年度をご確認の上、ダウンロードしてください。

7. 申請書類の記入例

【記入例】

学童クラブ利用申請書

令和 **7** 年 **11** 月 **00** 日

荒 川 区 長 殿

記入した日を記入してください。

ふりがな
(保護者) 氏 名

あらかわ たろう
荒 川 太 郎

住 所 **荒川区荒川2-2-3**

電話番号 **080 (3802) 3111**

下記のとおり、学童クラブの利用を申請します。

可能な限り携帯電話番号をご記入ください

*学年・年齢は令和8年4月1日現在で記入してください。

ふりがな 児 童 名	あらかわ こじろう 荒 川 小次郎			☒ 男 ☐ 女	○ 年○月○日生
学 校 名	荒 川 小学校 1 年 ※特別支援学級の場合 学級名 ()			卒園幼稚園名 又は保育園名	〇〇保育園 (3 年保育)
学童クラブ 申 請 理 由	両親が勤務しているため			令和8年4月1日時点での 年齢を記入してください。	
家族構成(同居家族全員)	氏 名	続 柄	年 齢	勤 務 先・学 校・学 年	
	荒川 小次郎	児童本人	6 歳	荒川小学校1年	
	荒川 太郎	父	41 歳	☐ ☐ 株式会社	
	荒川 花子	母	40 歳	☐ ☐ 株式会社	
	荒川 花江	姉	15 歳	高校1年生	
	荒川 小太郎	兄	8 歳	荒川小学校3年	
	荒川 花美	妹	2 歳	荒川保育園(申請中)	

令和8年4月1日時点での状況(予定)を
記入してください。

保育園に申請中の兄弟姉妹がいる場合は、
(申請中)と記入してください。

区	番 号	数	番 号	数	学 年	整	備 考
父							黒ボールペンで記入してください。 書き直しのできる(消すことのできる)ボールペンは使用しないでください。 修正する場合は、修正箇所を二重線で消してください。 ※修正テープ等は使用しないでください
母							
その他							
計							

延長利用・・・☐

減免申請・・・☐

学	
学童クラブ2	

【記入例】

荒川区 学童クラブ利用申請時確認票

* 内容をご確認のうえ、回答欄に☑し、ご提出ください。

確認事項		回答欄
＜利用申請について＞		
1	学童クラブの利用案内はお読みになりましたか(申請前に必ずお読みください)。	☑はい
2	審査に用いる指数は、原則として申請時の内容を基準とします。	☑わかりました
3	申請書類の内容について、ご自宅・就業先に電話や訪問等により確認させていただく場合があります。	☑わかりました
4	申請後、ご家庭の状況や勤務の状況に変更があった場合は必ずご連絡ください。 利用承認後に申込時と状況が異なっていることが明らかになった場合、承認の取消し又は利用を停止する場合があります。	☑わかりました
5	定員を超える申請があった場合等は、原則として審査基準の指数及び同指数の場合の優先順位等により、利用承認をする学童クラブを決定します。ご希望でない学童クラブに利用承認をさせていただく場合があります。	☑わかりました
6	学童クラブの利用の意思がなくなった場合は、必ず学童クラブへご連絡の上、「学童クラブ取下書」(利用承認後は「学童クラブ利用中止届」)をご提出ください。	☑わかりました
7	正当な理由なく学童クラブの保育料を2か月以上滞納している場合、学童クラブに申請いただいても利用承認はできません(現在学童クラブを利用されていない兄弟姉妹の保育料も含みます)。	☑わかりました
8	保育料は1か月単位であり、月途中の利用開始、又は利用中止でも1か月分の保育料がかかります。	☑わかりました
9	出席のないまま2か月を過ぎた場合及び正当な理由なく保育料を2か月以上滞納した場合は、学童クラブの利用の中止又は停止を行います。	☑わかりました
10	お迎えによる帰宅方法を選択されていても、午後6時までにお迎えがない場合は午後6時の集団帰宅となります。	☑わかりました
11	審査にあたり、区が保有する個人情報の利用または関係機関への照会に同意します。	☑わかりました
12	保険加入にあたり、児童の氏名、性別、年齢を保険会社に提供することについて同意します。 ※提供する個人情報は保険の引き受け、支払いの判断等を行う目的以外には利用しません。	☑わかりました
13	お子さんの体調不良や事故等による、緊急対応が必要な場合や想定される場合は、区の判断で、学校、病院、警察等の関係機関への連絡・引き渡しを行います。	☑わかりました
14	【延長利用申請をされた方のみ】 延長利用が承認された場合は必ず午後7時までにお迎えに来てください。	☑わかりました
【学校選択をされている方のみ】 希望する学校()小学校 学区の学校()小学校 ※別紙、「学校選択をされている方へ」を必ずお読みください。 希望する学校に準じて、申請ができる学童クラブに申請してください。その後12月4日・5日に行われる公開抽選の結果を必ず学童クラブへお知らせください。抽選後、学区の学校を選択する場合は、学童クラブも変更になりますので、12月15日までに必ず「学童クラブ利用申請内容変更届」を学童クラブへ提出してください。 15 【12月15日を過ぎてからの学童クラブの変更について】 12月15日を過ぎて変更を希望される場合は、一次募集(11月)で申請した学童クラブへ「学童クラブ取下書」(利用承認後は「学童クラブ利用中止届」)をご提出の上、二次募集期間中(2月16日～28日予定)に変更を希望する学童クラブに申請してください。二次募集の申請者と合わせて、審査基準の指数及び同指数の場合の優先順位等により審査を行います(変更を理由とする優先的な取り扱いはいたしません)。 二次募集は、一次募集後に定員に対して空きのある学童クラブで実施するため、学区の学校の学童クラブで二次募集を実施しない場合がありますので、あらかじめご了承ください。		
＜お子さんの状況について＞		
16	【健康状態】 良好・不調 (病名等:) 相談履歴 ①就学相談 (有)・無 ②心身障害者福祉センター(たんぽぽセンター) (有)・無 【障がい等】 無・有 () 身体障害者手帳 級 愛の手帳 〇度・精神障害者保健福祉手帳 級 ※手帳をお持ちの方は写しを申請書に添付してください。 【健康状況が不調及び障がい等有の方のみ】 お子さんを安全にお預かりするために、病気や障がい等により、特別な配慮が必要な児童については、集団生活が可能かどうか障がいの程度や状況、施設的环境等を総合的に考慮したうえで、利用を決定いたします。	☑わかりました
17	集団生活の中で心配なこと 無・有 (身体面・アレルギー・食事・着脱衣・排泄・意思伝達・対人関係・こだわり等) 【具体的にご記入ください】 卵アレルギー、そばアレルギー	黒ボールペンで記入してください。 書き直しのできる(消すことのできる)ボールペンは使用しないでください。 修正する場合は、修正箇所を二重線で消してください。 学童クラブ利用申請書の保護者名と統一してください。

令和 ○年 11月 ○日

第1に希望する学童クラブ	〇〇	学童クラブ
第2に希望する学童クラブ		学童クラブ

児童氏名

荒川 小次郎

保護者氏名

荒川 太郎

【記入例】

就業証明書は、就業証明書の裏面に記載している「記入上のお願い」をご確認の上、ご記入ください。

「事業所(代表者)記入欄」について

- 事業所の担当者に記入していただきます。(電子端末による作成でも構いません。事業所(代表者)印は不要です。)就業証明書を荒川区のホームページからダウンロードされた方は、必ず「記入上のお願い」もお渡しください。
- 就業先事業所等に無断で作成し、又は改変を行った場合は、刑法上の罪に問われる場合がありますので、ご注意ください。

「通勤時間(片道)通勤方法」について

- 保護者の方が記入してください。

就業証明書		学童クラブ用	
事業所(代表者)記入欄			
ふりがな	あらかわ はなこ	生年月日	☒ 昭和 ☐ 平成 ○○ 年 ○ 月 ○ 日生
就業者氏名	荒川 花子		
勤務先	(名称) △△株式会社 (所在地) 東京都○○区○・○・ (連絡先) (○○○○)△△△△	黒ボールペンで記入してください。 書き直しのできる(消すことのできる) ボールペンは使用しないでください。 修正する場合は、修正箇所を二重線で消してください。	
実際の勤務地	(名称) ○○第一事務所 (住所) 東京都○○区○・○・ (連絡先) (○○○○)△△△△		
業務の内容	営業		
勤務形態等	(1) 週の勤務日(勤務する全ての曜日)		
	☒ 月 ☒ 火 ☒ 水		
	(2) 週平均 5 日勤務		
	(3) 1日の勤務時間 9 時間(休憩時間)	勤務先が実際の勤務地と異なる場合に記入してください。	
	(4) 正規の勤務時間 9 時 00 分	休憩時間を含んだ時間を記入してください。	
	① 変則勤務の場合(☑をしてください)	変則勤務(シフト勤務等)の場合は、事業所の担当者が直近1か月分の勤務表を添付してください。フレックスタイム制の場合も、直近1か月分の勤務表が必要な場合があります。	
	☒ 有(別紙の勤務表による)		
	※直近1か月分の勤務表を添付してください		
	② 時間外勤務のある場合(正規の勤務時間以外)		
	☐ 有(週平均)		
	(5) 土曜日に勤務のある場合		
	毎週 ☐ 月1 日		
	その他()		
育児休業の取得期間(予定)	令和 7 年 6 月 13 日から	令和 8 年 4 月 16 日まで	
入社日(支店等への異動日でも可)を記入してください。	令和 8 年 4 月 17 日から	令和 9 年 3 月 31 日まで	
	9 時 00 分から 17 時 00 分まで	育児短時間勤務の次年度以降の継続の有無	☒ 有 ☐ 無 ☐ 未定
令和7年10月1日以降の日付で証明してください。	平成 14 年 4 月 1 日から	(☒ 勤務している ☐ 勤務予定である)	
	令和 7 年 11 月 1 日	事業所名	△△株式会社
自宅や会社の所在が、集合住宅やビル等の一室の場合は、建物の入り口を起点(終点)として、所要時間等を記入してください。	乗換案内ソフト等で検索した経路と所要時間を記入してください。それ以外のルートを利用の際は、理由の欄に理由を記入してください。 理由(例):会社から指定された経路のため(定期券の範囲)		
	【記入上の問合せ】荒川区子ども家庭部児童青少年課		
保護者記入欄	通勤時間(片道)通勤方法		
	乗換案内ソフト名	所要時間	時間 34 分
	Google		
	徒歩	×トロ	JR
	徒歩	徒歩	徒歩
	自宅 ⇒ 町屋駅 ⇒	西日暮里駅 ⇒ 池袋駅 ⇒ 職場	
	10分	2分	乗換換え6分 11分 5分
	理由		
	交通手段ごとにかかる時間を乗り換えの時間を含めて記入してください。		
	* 乗換案内ソフト等により算出し、記入してください。それ以外のルートを利用の際は		
	* 通勤時間は、自宅と職場の直行経路による時間です。保育園の送迎の時間等		
	* 大幅に所要時間を超えている場合は、区が修正した内容で指数計算する場合		

状況申立書

【記入例】

令和 7年 11月 〇〇日

荒川区長 殿

以下の状況に該当する
保護者の氏名を記入して
ください。

ふりがな
(申立者) 氏名

あらかわ はなこ
荒川 花子

住所 荒川区荒川2-2-3

電話 (3802)3111

あてはまる状況に
☑をしてください。

児童クラブの利用申請に当たり、私（**荒川 花子**）の状況について
下記の内容に相違ないことを申し立てます。
申し立て内容について、事実と異なる場合には利用承認の取消又は利用停止となることにつ
いて、承諾します。

記

- ☑ 1. 疾病の場合
添付書類：診断書の写し等、事情や状況のわかる書類（療養期間等の記載のあるもの）
※3か月以内に発行されたもの

病名等	病名等をご記入ください
病気等の 具体的な状況	具体的な状況をご記入ください
状況	入院 ・ 通院 ・ 自宅療養
入院・通院先の病院名	〇〇病院
入院・通院期間	令和 〇 年 〇〇月 〇〇日 ～ 令和 〇 年 〇〇月 〇〇日
(通院の場合) 通院の状況	週 (4) 回 (月・火・水・木・金・土・日) 通院曜日に○ 通院時間 午前 ・ 午後 1時00分 ～ 午前 ・ 午後 4時30分 通院の場合 通院場所までの時間 (片道) 時間 40分 住所：〇〇区〇〇-〇〇-〇〇

- ☑ 2. 看護・介護の場合
添付書類：被看護・被介護者の診断書・手帳・介護認定通知の写し等、事情や状況のわかる書類

看護・介護を必要と する方の氏名	看護・介護を必要とする方の 氏名をご記入ください	児童との続柄 祖父 ・ 祖母 ・ 父 母 ・ その他 ()
病名又は病状等	病名等をご記入ください	入院 ・ 通院 ・ 自宅療養
認定状況	要介護認定の有無	無 ・ 有 要介護度 (要介護4)
	手帳の有無	無 ・ 有 障がい名 (手帳 種 級 (度))
看護・介護場所	病院 () ・ 看護・介護を必要とする方の自宅 その他 () 自宅以外の場合 看護・介護場所までの時間 (片道) 時間 30分 住所：〇〇区〇〇-〇〇-〇	
看護・介護が必要 な具体的な状況	具体的な状況をご記入ください	
看護・介護の状況	週 (3) 回 (月・火・水・木・金・土・日) 該当曜日に○ 看護・介護時間 午前 ・ 午後 11時30分～午前 ・ 午後 4時30分	

【記入例】
(状況申立書裏面)

- ☒ 3. 心身障がいの場合
添付書類：手帳の写し等、事情や状況のわかる書類

手帳の有無	無 ・ 有 (いずれかを○で囲んでください。)
有りの場合	障がい名 (障がい名をご記入ください) ○○○ 手帳 ○種 ○級 (度)
障がいの 具体的な状況	具体的な状況をご記入ください

- ☒ 4. 技能習得中、就学の場合
添付書類：①在学証明書等の写し (利用開始日に学生証を確認させていただく場合があります。)
②カリキュラム表等、週の受講時間の記載のあるものの写し

学校名	○○職業訓練学校		
所在地	○○区○○-○○-○		
電話番号	○○○○-△△△△	通学時間	(片道) 時間 40分
通学期間	令和 ○ 年 ○○月 ○○日 ~ 令和 ○ 年 ○○月 ○○日		
通学日・時間	週 (4) 回 (月 火 水 木 金 土・日) 通学曜日に○ 通学時間 午前 ・ 午後 9時00分 ~ 午前 ・ 午後 4時30分		

- ☒ 5. その他の理由の場合
添付書類：事情や状況のわかる書類の写し (出産の場合は母子手帳の写し※①表紙、②予定日の記載のあるもの)

出産のため(予定日 ○月○日)	黒ボールペンで記入してください。 書き直しのできる(消すことのできる) ボールペンは使用しないでください。 修正する場合は、修正箇所を二重線で 消してください。
-------------------------------	--

荒川区記入欄

聞き取り事項等

【記入例】

学童クラブ保育料等減免申請書

荒川区長 殿

学童クラブ利用申請書の
保護者名と統一してください。

令和 **7** 年 **11** 月 **00** 日

黒ボールペンで記入してください。
書き直しのできる(消すことのできる)
ボールペンは使用しないでください。

修正する場合は、修正箇所を二重線で
消してください。

ふりがな **あらかわ たろう**
(保護者)氏 名 **荒川 太郎**

住 所 **荒川区荒川2-2-3**

電話番号 **(3802) 3111**

下記のとおり、保育料等の減免を申請します。

記

延長利用を申請された方は
「2」にも○をつけてください。

ふ り が な 児 童 名	あらかわ こじろう 荒川 小次郎	*児童1人につき1通提出
減免を受けようとする 期 間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで	
減免を受けようとする 保 育 料 等	① 保育料 ② 延長保育料	
減 免 申 請 の 理 由	① 生活保護法による保護を受けているため ② 利用年度の世帯全員の特別区民税又は市町村民税が非課税のため ③ 利用年度の世帯全員の特別区民税又は市町村民税が均等割のみのため ④ 同一世帯に学童クラブ利用児童が2人以上いる場合の2人目以降の児童であるため *全ての学童クラブ利用児童名と利用年度の学年を全て記入 利用児童名 荒川 小太郎 (3 年生) 利用児童名 荒川 小次郎 (1 年生) 利用児童名 (年生) ⑤ 学童クラブ利用児童の同一世帯に学童クラブを利用しない義務教育期間中の子がいるため *学童クラブを利用しない義務教育期間中の児童名と利用年度の学年を記入 就学児童名 (学校 年生) 就学児童名 (学校 年生) 就学児童名 (学校 年生) ⑥ その他()	

同 意 書

上記の減免を申請するに当たり、必要があるときは、減免申請の理由に係る私の情報について、公簿等により確認することに同意します。

なお、この同意書は学童クラブを利用している期間中有効とします。

(父) 保護者氏名 **荒川 太郎**

(母) 保護者氏名 **荒川 花子**

【記入例】

学 童 ク ラ ブ 延 長 利 用 申 請 書

荒 川 区 長 殿

学童クラブ利用申請書の
保護者名と統一してください。

令和 **7** 年 **11** 月 **00** 日

黒ボールペンで記入してください。
書き直しのできる(消すことのできる)
ボールペンは使用しないでください。

修正する場合は、修正箇所を二重線
で消してください。

ふりがな **あらかわ たろう**
(保護者)氏 名 **荒 川 太 郎**

住 所 **荒川区荒川2-2-3**

電 話 **(3802) 3111**

下記のとおり学童クラブの延長利用を申請します。

記

ふ り が な 児 童 名	あらかわ こじろう 荒川 小次郎
申 請 期 間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
申 請 時 間	午後 6 時から午後 7 時まで

【備考】

下記の欄の記入もお願いします。

電話番号は、連絡の取れる
番号を記入してください。

お迎えの内容	お迎えの時間 (午後 6 時 35 分) ※午後 7 時までに必ず お迎えをお願いします。	
	お迎えに来る保護者等 (児童との関係 父)	
	氏名 荒川 太郎	電話 □□□ (0000) △△△△
	お迎え代理者	
中学生以下の方は、 対象になりません。	第1順位 (児童との関係 祖父)	第2順位 (児童との関係 母友人)
	氏名 荒川 二郎	氏名 東京 友子
	電話 □□□ (0000) △△△△	電話 □□□ (0000) △△△△

【記入例】

申立書

令和 **7**年 **11**月 ○日

荒 川 区 長 殿

(保護者)

氏名 **荒川 太郎**

住所 **〇〇区〇〇1-2-3**
(荒川区荒川2-2-3)

電話 **(3802)3111**

「〇〇区〇〇1-2-3(現住所)から荒川区荒川2-2-3(転居後住所)に○月○日
に転居を予定しています。売買契約書(もしくは賃貸契約書)を□月□日までに提出しますの
で、学童クラブの申し込みをお願いします。」

【記入例】

同居予定申立書

令和 **7**年 **11**月 ○日

荒川区長 殿

(申立者)

ふりがな

世帯主名：**児童の祖父**

住所：**東京都荒川区2-2-3**

電話番号：**(3802) 3111**

生年月日：**昭和0年0月0日**

令和 ○年 ○月 ○日から下記の者と同居することを申し立てます。

(同居予定者)

・世帯主名

氏名：**児童の祖父**

・学童クラブ申請保護者名

氏名：**児童の母** (世帯主との続柄) **子**

・学童クラブ申請児童名

氏名：**児 童** (世帯主との続柄) **孫**

・その他同居予定者

氏名：**児童の祖母** (世帯主との続柄) **妻**

氏名：**児童の叔父** (世帯主との続柄) **子**

氏名：**児童の曾祖母** (世帯主との続柄) **母**

氏名： (世帯主との続柄)

※同居予定者は、現在同居されている方も含めて記入してください。

8. 利用申請後に状況の変更があったとき

利用申請後に、ご家庭の状況や勤務の状況に変更があった場合は、必ず学童クラブへご連絡の上、必要書類を提出してください。利用承認後に、申請時と状況が異なっていることが明らかになった場合、承認の取り消し又は利用を停止いただく場合があります。

引越し等の事情により、利用申請を取り下げの場合や、利用承認後に利用を辞退される場合も、手続きが必要になりますので、必ず学童クラブへご連絡の上、速やかに必要書類を提出してください。

【各種届出】 ※ 届出用紙は各学童クラブにあります。

学童クラブ利用申請 内容変更届	提出書類の記載内容(住所、連絡先、職場等)を変更した場合 ※ 就業証明書の内容に変更がある場合は、変更後の状況を記載した就業証明書も提出してください。
学童クラブ取下書	審査結果の通知前に申請を取り下げの場合
学童クラブ利用中止届	利用承認後に利用(延長利用を含む)を中止する場合 ※ 年度開始(4月1日)前は、利用の中止が決まり次第、速やかに提出してください。 ※ 年度途中の場合は、利用を中止する月の前月20日までに提出してください。 ＜例＞4月末まで利用して、5月1日から利用中止の場合 ⇒ 4月20日までに提出

9. 年度開始後(令和8年4月1日以降)に利用申請がしたいとき

定員に空きのある学童クラブでは、年度途中でも利用申請が可能です。空き状況について学童クラブへ問い合わせの上、利用を希望する月の前月20日までに、希望する学童クラブまで申請書類をご提出ください。

なお、空き枠以上のお申し込みがあった場合は、P6～7の【審査基準】の指数及び、P7 の【同指数の場合の優先順位】等により、利用承認をする学童クラブを決定します。ご希望でない学童クラブに利用承認をさせていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。